令和６年第６回中山町議会定例会会議録

令和６年９月１３日中山町議会定例会を、中山町役場大会議室で開催した。
出席した議員は次のとおり

１番	佐東幸治	２番	須貝勝司
３番	田宮昌幸	４番	夛田慎二
５番	斎藤眞一	６番	鈴木徹雄
７番	渡辺博文	８番	村山　隆
９番	渡邉　史	１０番	鎌上　徹

地方自治法第１２１条の規定により、説明のために出席した者は次のとおり

町長	佐藤俊晴	副町長	秋葉秀出男
総務広報課長	黒沼里香	総合政策課長	神保勝也
住民税務課長	髙橋孝広	健康福祉課長	渡辺美喜
産業振興課長(兼)農業委員会事務局長	井上栄司	建設課長	佐藤隆一
教育長	浦山健一	教育課長	栗原　純

職務のために出席した者は次のとおり

議会事務局長	髙橋昌一	議会事務局書記	後藤　舞
議会事務局書記	石川里佳		

会議に付した事件は次のとおり

議第４０号　令和５年度中山町一般会計歳入歳出決算及び令和５年度中山町各特別会計歳入歳出決算の認定について

議第４１号　令和６年度中山町一般会計補正予算（第４号）について

議第４２号　令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

議第４３号　令和６年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

議第４４号　令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

議第４５号　令和６年度中山町下水道事業会計補正予算（第１号）について

議第４６号　中山町公共施設再配置計画策定審議会設置条例の設定について

議第４７号　中山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第４８号　中山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第４９号　中山町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第５０号　中山町教育委員会委員の任命について

議第５１号　中山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第５２号　中山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第５３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第５４号　山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更について

議第５５号　令和６年度中山町一般会計補正予算（第５号）について

閉会中の継続調査について

本日の議事日程は次のとおり

（別紙　議事日程第２号のとおり）

会議の経過

議　　長　おはようございます。

本日は１０名が出席しており、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

（午前１０時０２分）

ここで、議長より、あらかじめ申し上げます。

本日の起立による表決において、起立しない方は全て反対とみなしますので、よろしくお願いします。

本日は暑いので、上着を脱いでいただいても結構です。

日程第１、議第４０号「令和５年度中山町一般会計歳入歳出決算及び令和５年度中山町各特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑は、一般会計については歳入歳出に大別し、各特別会計については会計ごとに行い、最後に財産に関する調書の順に行います。

初めに、一般会計の歳入についての質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の歳出についての質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、一般会計の歳入歳出決算についての質疑を終わります。

次に、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

次に、農業集落排水特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで農業集落排水特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

次に、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

次に、中山町財産に関する調書についての質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで中山町財産に関する調書についての質疑を終わります。

以上で、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

これから討論、採決を各会計ごとに行います。

初めに、「令和５年度中山町一般会計歳入歳出決算」についての討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、「令和５年度中山町一般会計歳入歳出決算認定の件」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、「令和５年度中山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算」についての討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、「令和５年度中山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、「令和５年度中山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」についての討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、「令和５年度中山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、「令和５年度中山町介護保険特別会計歳入歳出決算」についての討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、「令和５年度中山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、「令和５年度中山町農業集落排水特別会計歳入歳出決算」についての討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、「令和５年度中山町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定の件」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、「令和５年度中山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」についての討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、「令和５年度中山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

日程第２、議第４１号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第４号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第４１号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第４号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入の主なものについて申し上げます。

地方特例交付金につきましては、令和６年度の交付決定により、当初予算額との差額２５１万１，０００円を増額いたします。

地方交付税につきましては、令和６年度における普通交付税交付額の確定により、当初予算額との差額１２４万９，０００円を減額いたします。

国庫支出金につきましては、予防接種健康被害給付費負担金の追加などにより、総額で４，４７２万１，０００円を増額いたします。

県支出金につきましては、かがやく果樹産地づくり強化事業補助金や農業次世代人材投資事業費補助金の増額など、総額で１，５７７万９，０００円を増額いたします。

寄附金につきましては、企業版ふるさと寄附金１００万円を増額いたします。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金２億９００万円を減額いたします。

繰越金につきましては、令和５年度決算により、現予算額との差額１億２，３７８万６，０００円を増額いたします。

諸収入につきましては、国庫負担金等の過年度収入や元祖芋煮会事業における協賛金などにより、総額で３１９万８，０００円を増額いたします。

町債につきましては、保育所施設管理事業及び道路橋梁改良事業等における事業費の補正に伴う増額などにより、総額で２，５３０万円を増額いたします。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費につきましては、職員人件費の減額により、９０万１，０００円を減額いたします。

総務費につきましては、職員人件費の減額や過年度収入還付金の増額などにより、総額で１，１９１万６，０００円を増額いたします。

民生費につきましては、職員人件費の減額や低所得世帯の冬の生活応援事業の追加、保育所施設等工事費の増額などにより、総額で１０４万円を増額いたします。

衛生費につきましては、職員人件費の減額や予防接種健康被害給付費負担金の追加など、総額で４，２８６万１，０００円を増額いたします。

農林水産業費につきましては、職員人件費の減額やかがやく果樹産地づくり強化事業補助金及び農業次世代人材投資資金事業費補助金の増額などにより、総額で６００万６，０００円を増額いたします。

商工費につきましては、職員人件費の増額や開業支援事業補助金及び町観光協会補助金の増額などにより、総額で１，７７６万５，０００円を増額いたします。

土木費につきましては、職員人件費の増額や下水道事業会計繰出金の減額などにより、総額で８，３３１万２，０００円を減額いたします。

消防費につきましては、Ｊアラート等設備修繕料の増額などにより、総額で５２５万７，０００円を増額いたします。

教育費につきましては、職員人件費の増額や町総合体育館におけるバスケットゴールの修繕料の増額などにより、総額で５２６万２，０００円を増額いたします。

予備費につきましては、歳入歳出の差額１５万２，０００円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でありますが、今回の６０４万６，０００円の増額補正により、令和６年度一般会計の予算規模は、５８億６，６８９万９，０００円となるものでございます。

第２表、繰越明許費の補正でありますが、３款２項児童福祉費、保育所施設管理事業につきましては、なかやま保育園の空調改修工事について、必要な機

器及び資材の納品に期間を要する恐れがあり、その期間を考慮し工期を令和７年６月までと見込んだことから、繰越事業とするものでございます。

１０款３項中学校費、中山中学校施設管理事業につきましては、中山中学校エレベーター修繕について、修繕に必要な部品の調達に時間を要し、年度内に修繕完了が見込まれないことから、繰越事業とするものでございます。

第３表、債務負担行為の補正につきましては、住基ネットシステム借上料に対する債務負担を新たに設定するものでございます。

第４表、地方債の補正につきましては、このたび工事費の増額補正を行いました保育所施設管理事業債を１，８２０万円増額するとともに、事業内容が確定し追加での借入れが可能となった道路橋梁改良事業債を７００万円の増額、発行可能額が確定した臨時財政対策債につきましては１０万円の増を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、総合政策課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

総合政策課長（神保勝也君）　改めまして、皆さま、おはようございます。総合政策課、神保でございます。

それでは、私から、一般会計補正予算（第４号）につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。

資料のほうは、９ページになります。９ページ、ご覧いただければと思います。

初めに、歳入に係る補正予算でございます。

９款１項１目１節地方特例交付金２５１万１，０００円の増額でございますが、こちらは、令和６年度の地方特例交付金が５，３８０万８，０００円と金額のほうが決定しましたことから、当初予算との差額２５１万１，０００円を増額するものでございます。

１０款１項１目１節地方交付税でございますが、こちらは、令和６年度における普通交付税の算定の結果、交付額が１９億５，９２０万７，０００円に決定いたしましたことから、こちらは当初予算との差額１２４万９，０００円を減額させていただくものでございます。

続いて、１４款１項２目衛生費国庫負担金、１節衛生費負担金、予防接種健康被害給付費負担金４，４５５万４，０００円につきましては、新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度に基づき、国からの負担金を増額させていただくものでございます。

続いて、１４款２項３目衛生費国庫負担金、１節衛生費補助金、地域自殺対策強化事業費補助金５万９，０００円の減額でございますが、こちらは、表記の補助金について、県補助金として交付されることがわかりましたので、国か

らの補助金額を減額させていただくものでございます。

続いて、感染症予防事業費補助金２２万６，０００円につきましては、風しん追加的接種対策予防接種に係る経費について、国からの補助金を増額させていただくものでございます。

続いて、１５款２項１目総務費県補助金、１節総務管理費補助金、市町村総合交付金３８万３，０００円につきましては、県事業費の変更及び前年度実績によります錯誤額の精算等によりまして、交付される額が７７８万円と確定いたしましたことから、当初予算との差額３８万３，０００円を増額させていただくものでございます。

続いて、同項２目民生費県補助金、１節社会福祉費補助金、低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金１２１万２，０００円につきましては、冬の生活応援事業費の実施に伴いまして、県からの補助金を新たに追加するものでございます。

同項３目衛生費県補助金、１節保健衛生費補助金、地域自殺対策強化交付金５万９，０００円でございますが、こちらは、先ほど県補助金のところでも申し上げました、地域自殺対策強化に係る経費について、県からの交付金を改めてこちらのほうに計上をさせていただくものでございます。

同項４目農林水産業費県補助金、１節農業費補助金、農業次世代人材投資（経営開始型）事業費補助金３７５万円の増額につきましては、町内農業者１名の事業が採択されましたことから、県からの補助金を新たに追加させていただくものでございます。

続いて、かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金１，０３４万５，０００円につきましては、果樹の団地化事業に対しまして、県と協調し補助を行いますことから補助金について新たに追加をさせていただくものでございます。

有害鳥獣被害対策推進事業費補助金５万４，０００円につきましては、対象事業の交付決定をいただきましたので、県からの補助金を新たに追加させていただくものでございます。

続いて、同項８目消防費県補助金、１節災害対策費補助金、防災資機材整備事業費補助金７３万６，０００円につきましては、県の補助金を活用させていただき、防災資機材の整備を行うため、補助金のほうを新たに追加をさせていただくものでございます。

続いて、１５款３項１目総務費委託金、４節統計調査費委託金、農林業センサス調査事業委託金７６万円のこちらは減額でございます。こちらは、農林業センサス調査に係る交付金額が確定いたしましたことから、その額にあわせまして、県からの委託金を減額させていただくものでございます。

１７款１項１目ふるさと寄附金、１節ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附

金１００万円の増額につきましては、企業版ふるさと納税マッチング支援業務の実施に当たりまして、このたび、企業版ふるさと寄附金１００万円を増額させていただくものでございます。

１８款１項１目１節財政調整基金繰入金でございますが、令和５年度決算における繰越金の額が確定いたしましたことに伴い、令和６年度当初予算における財源調整のため、財政調整基金から一般会計に繰入金を計上しておりましたが、このたびの補正におきまして、２億９００万円の繰入金を減額させていただくものでございます。

続いて、１９款１項１目１節前年度繰越金でございますが、こちらは、令和５年度の繰越金が確定したことに伴いまして、当初予算との差額１億２，３７８万６，０００円を増額させていただくものでございます。

続いて、２０款４項１目１節過年度収入、低所得者介護保険料軽減負担金（過年度分）１万２，０００円、障害者医療費国庫負担金７３万円、障害児入所給付費等国庫負担金１８万４，０００円、以上３つにつきましては、令和５年度におきます各事業の実績確定に伴いまして、それぞれの負担金の追加交付をいただくものでございます。

同項２目１節雑入でございます。元祖芋煮会事業協賛金２００万円でございますが、こちらは、元祖全国芋煮会ｉｎ中山２０２４のイベントにおける協賛金収入を追加させていただいたものでございます。

続いて、建物災害共済金２７万２，０００円につきましては、こちらは、３分団１部のポンプ庫の修繕の費用に対し、災害共済金をいただくものでございます。

次のページになります。１１ページになります。

２１款１項１目民生債、１節の児童福祉債、保育所施設管理事業債１，８２０万円の増額につきましては、なかやま保育園の照明ＬＥＤ化の改修、それから、空調改修工事に係る事業費の補正を見込みまして、起債のほうの借入れを増額できることから、１，８２０万円を増額させていただくものでございます。

同項３目土木債、１節道路橋梁債、道路橋梁改良事業債７００万円の増額につきましては、側溝整備事業の内容確定に伴いまして、新たに起債の借入れが見込めますことから、７００万円を増額させていただくものでございます。

歳入最後になりますが、同項３目１節臨時財政対策債１０万円の増額につきましては、令和６年度臨時財政対策債発行可能額が８６０万円と確定いたしましたことから、当初予算との差額１０万円を増額させていただくものでございます。

引き続き、１２ページになりますが、歳出のほうをご説明申し上げます。

１款１項１目議会費、２節給料から４節の共済費、合わせまして９０万１，

０００円の減額につきましては、令和６年度人事異動に伴い、当初予算に計上しておりました額について減額をさせていただくものでございます。

２款１項１目一般管理費、同じく２節給料から４節共済費、合わせて４６３万１，０００円の減額につきましては、同様に令和６年度の人事異動に伴います減額でございます。

７節講師謝礼等６万５，０００円、それから、１０節食糧費３，０００円の増額につきましては、今後実施予定をしております研修について、事業内容の精査を行いましたことから、若干不足が生じるため、金額のほうを増額させていただくものでございます。

続いて、同項５目財産管理費、１節審議会委員報酬１５万２，０００円、７節になります、講師謝金等８０万円、検討委員会委員報償１８万７，０００円の減額、審議会委員学識経験者報償１９万３，０００円の増額、８節になります、費用弁償５万３，０００円の増額分につきましては、令和６年度当初に想定をしておりました公共施設等の再配置事業の有識者による検討組織を審議会に格上げさせていただくため、当初予算に計上しておりました報償費の減額など、事業全体の予算調整を行わせていただいたものでございます。

続いて、同項６目企画費、７節講師謝礼等１６万６，０００円、８節普通旅費５万円、１０節になります消耗品費５万円、続いて、燃料費の３万円、１１節役務費になりますが、通信運搬費５万円、１２節委託料の中の自治体マンスリーフェア開設業務委託料３３万円、１３節有料道路通行料６万８，０００円及び駐車場使用料３万円の補正につきましては、日本体育大学におきます学祭、第５７回日体フェスティバル２０２４及び東京都千代田区内の施設において約１カ月間実施をさせていただきます、自治体マンスリーフェア山形県中山町の開催に係る経費について、このたび追加をさせていただきたく補正を行うものでございます。

ちょっと戻りまして、１１節役務費でございます。広告料５５万円につきましては、中山町誕生７０周年に関連した記事について、山形新聞に掲載をさせていただくための費用を追加させていただくものでございます。

１２節委託料のところでございますが、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料１５万円につきましては、企業版ふるさと納税マッチング支援業務を新たに委託をさせていただくため増額補正を行うものでございます。

続いて、同項７目交通安全対策費、４節になります市町村職員共済組合負担金等６，０００円の増額につきましては、会計年度任用職員の共済組合負担金の改定によりまして、増額をさせていただくものでございます。

同項８目諸費につきましては、諸費、２２節過年度収入還付金１，４１１万円の増額につきましては、令和５年度事業の国庫補助事業費の精算に伴いまし

て、返還の必要が生じた国庫負担金等について増額をさせていただくものでございます。

続いて、２款２項１目税務総務費、２節給料から４節共済費まで、合わせて３１５万８，０００円の減額につきましては、こちらも、令和６年度人事異動に伴い、予算の調整を行わせていただくものでございます。

続いて、２款３項１目戸籍住民基本台帳費、同じく２節給料から４節共済費まで、合わせて３７４万９，０００円、こちらは増額になりますが、こちらも、令和６年度人事異動に伴う予算の調整でございます。

続いて、１３節電子書籍閲覧サービス利用料４万７，０００円につきましては、現在利用しております電子書籍閲覧サービスに新たな利用内容を追加させていただくため、増額をさせていただくものでございます。

続いて、２款５項２目統計調査事業費、１節報酬から１０節需用費、合わせまして７６万円の減額につきましては、令和６年度農林業センサス調査業務に係る交付金額の決定に伴い、交付額にあわせ事業費の内容を調整させていただいたものでございます。

続いて、３款１項１目社会福祉総務費、まずは２節の給料から４節の共済費まで、合わせて１，６０４万１，０００円につきましては、令和６年度の人事異動に伴い、予算額を調整させていただくものでございます。

戻りまして、１節の会計年度任用職員報酬１４万８，０００円、次のページ、１５ページになりますが、８節の費用弁償９，０００円、１１節通信運搬費１０万円、１９節灯油等助成金４８５万円につきましては、高齢者のみの世帯や、重度障がい者などのいる世帯など、町民税非課税世帯に対し、冬期間におきます暖房費について、１世帯当たり１万円の助成を行うため、このたび、増額をさせていただくものでございます。

続いて、２７節国民健康保険特別会計繰出金２０６万９，０００円の減額につきましては、国民健康保険特別会計において、人事異動に伴います人件費の減額により、繰出金を減額させていただくものでございます。

続いて、同項３目老人福祉費、１９節高齢者入浴扶助費３４万８，０００円につきましては、こちらは、利用実績の増加及び今後の利用見込みを踏まえまして、３４万８，０００円の金額を増額させていただくものでございます。

続いて、２７節後期高齢者医療特別会計繰出金５２万９，０００円の減額につきましては、後期高齢者医療特別会計における事務費の減額に伴い繰出金を減額させていただくものでございます。

同じく、介護保険特別会計繰出金７４万３，０００円のこちらは増額につきましては、介護保険特別会計において、人事異動による人件費の増額等に伴い、繰出金を増額させていただくものでございます。

続いて、３款２項１目児童福祉総務費、２節の給料から４節共済費まで合わせまして６１７万７，０００円の減額については、令和６年度の人事異動に伴い、予算の調整を行わせていただくものでございます。

続いて、同項２目児童措置費、３節の職員手当等４８０万円、それから、４節の市町村職員共済組合負担金等１８万８，０００円の増額につきましては、なかやま保育園におきます会計年度任用職員に係る人件費について、増額をさせていただくものでございます。

１２節冷暖房機器保守点検委託料２６万円につきましては、なかやま保育園における冷暖房器具保守点検委託料について、増額をさせていただくものでございます。

１４節保育所施設等工事１，４４１万円の増額については、こちらは、なかやま保育園における空調設備改修工事について、工事費に係る費用を増額をさせていただくものでございます。

続いて、４款１項１目保健衛生総務費、２節給料から４節共済費合わせて２８５万４，０００円の減額につきましては、令和６年度の人事異動に伴う、予算の調整でございます。

８節費用弁償３万６，０００円については、母子保健コーディネーターの通勤手当等について、増額をさせていただくものでございます。

同項３目予防費、１１節国保連審査支払手数料２万２，０００円につきましては、抗体検査等の検査見込数の増により、増額をさせていただくものでございます。

１２節風しん追加的対策予防接種等委託料５１万３，０００円につきましては、風疹に係る抗体検査や予防接種が当初の見込みを上回ると見込まれますことから、増額をさせていただくものでございます。

続いて、１８節予防接種健康被害給付費負担金４，４５５万４，０００円につきましては、新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度に基づきまして、国の決定がありました負担金について、増額をさせていただくものでございます。

続いて、乳幼児等予防接種助成費（償還払）でございます。４２万２，０００円については、県外などで予防接種を行った場合に支払います償還払いが、当初見込んでいた人数を上回ることから、増額をさせていただくものでございます。

同項５目保健福祉センター費、１２節電気保安管理委託料１６万８，０００円につきましては、受変電設備新設に伴い電気保安管理委託料のほうを増額させていただくものでございます。

続いて、６款１項２目農業総務費、２節の給料から４節共済費、合わせまし

て６５３万１，０００円の減額につきましは、こちらは、令和６年度の人事異動に伴います予算の調整でございます。

同項３目農業振興費、１８節農業次世代人材投資資金３７５万円につきましては、新規就農者育成総合対策事業について、町内の農業者１名の事業が採択されましたことから、このたび、増額をさせていただくものでございます。

続いて、同じく１８節かがやく果樹産地づくり強化事業補助金１，２８８万１，０００円については、果樹の新植や改植等の事業規模が確定いたしましたことから、金額のほうを増額させていただくものでございます。

続いて、水田活用支援金１６０万６，０００円につきましては、水張りを行うために行う圃場整備の取り組みに対し、取組面積が確定しましたことから、増額をさせていただくものでございます。

続いて、同項５目農地費でございます。２７節下水道事業会計繰出金（農業集落排水）５７０万円の減額については、下水道事業会計の収入の増額に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額させていただくものでございます。

続いて、７款１項１目商工総務費、２節の給料から４節共済費まで、合わせまして１，０１５万３，０００円につきましては、こちらは、令和６年度人事異動に伴います、予算額の調整でございます。

続いて、同項２目商工振興費でございます。１８節開業支援補助金５６１万２，０００円につきましては、令和６年度、既に３件の開業支援補助金の交付を行っておるところでございますが、さらに新たに３件の開業支援の相談があり、今年度中の開業のほうを目指していることから、必要となる金額のほうを増額させていただくものでございます。

同項３目観光費、１８節町観光協会補助金２００万円につきましては、協賛金収入を見込み、芋煮会イベント経費として観光協会への補助金を増額させていただくものでございます。

続いて、８款１項１目土木総務費、３節の職員手当等１０万９，０００円につきましては、令和６年度人事異動に伴い、不足分を増額させていただくものでございます。

続いて、８款２項１目の道路橋梁維持費でございますが、こちらにつきましては、地方債の借入れに伴います財源内訳が変更となるための起債でございます。よろしくお願い申し上げます。

続いて、同項２目公共下水道費、２７節下水道事業会計繰出金（公共下水道）８，３５８万５，０００円の減額につきましては、こちらも下水道事業会計の収入の増額に伴いまして、一般会計の繰出金を減額させていただくものでございます。

続いて、同項３目公園費、１０節修繕料１６万４，０００円の増額につきま

しては、グラウンドゴルフ場で使用しておりますトラクター等に係ります修繕費について、増額をさせていただきたく、要求をさせていただくものでございます。

続いて、９款１項２目非常備消防費、１８節の中型免許取得補助金１５万円につきましては、新たに１名の免許取得希望者がありましたことから、補助金の額を増額させていただくものでございます。

９款１項３目消防施設等費、１０節修繕料４３７万１，０００円につきましては、３分団１部ポンプ庫における軒天井及び窓ガラスの破損が確認されましたこと、また、Ｊアラート等設備を停電時も機能させるためのＵＰＳ、無停電電源装置でございますけれども、こちらの機能改善のため、修繕料を増額させていただくものでございます。

続いて、９款１項５目災害対策費、１７節避難所用備品７３万６，０００円につきましては、山形県防災資機材整備事業費補助金を活用させていただきまして、災害ボランティア用の災害時のトイレを購入するため、増額をさせていただくものでございます。

続いて、１０款１項２目事務局費、３節職員手当等４万円につきましては、令和６年度人事異動に伴います、予算の調整でございます。

続いて、同２項１目学校管理費、１２節の樹木等手入委託料１２万５，０００円でございますが、こちらは、食害等によりまして、強度が落ちた松の木の伐採のため、増額をさせていただくものでございます。

続いて、同３項１目学校管理費、１０節修繕料２１万６，０００円でございますが、こちらは、中山中学校校舎のエレベータードア基盤の修繕のため、増額をさせていただくものでございます。

１９ページになります。

１０款４項１目社会教育総務費、２節給料から４節共済費まで、合わせて３０１万１，０００円の増額については、令和６年度人事異動に伴います、予算の調整でございます。

１８節自治公民館等建設整備費補助金５５万６，０００円につきましては、土橋地区公民館のトタン屋根の葺き替え工事に係る補助金を交付させていただくため、増額をさせていただくものでございます。

同項３目図書館費、１７節図書館施設管理備品５万１，０００円につきましては、図書館で使用しております掃除機について、更新をさせていただくため、増額をするものでございます。

１０款５項２目体育施設費、１０節修繕料１２６万３，０００円の増額については、総合体育館のバスケットボールゴールの修繕及び駐輪場屋根修繕等のため、増額をさせていただくものでございます。

１３款１項１目予備費については、歳入歳出予算の差額１５万２，０００円を増額させていただくものでございます。

続いて、２０ページになります。

給与費明細書の特別職につきましては、公共施設再配置計画策定審議会の委員及び農林業センサス調査員、合わせまして１５名、１３万２，０００円の報酬の増額ということで表記をさせていただいているものでございます。

続いて、２１ページをご覧ください。

こちらは、給与費明細について一般職でございます。（１）総括には、一般職員及び会計年度任用職員を合わせた全体を表記させていただいておるところでございます。

一般会計の給与費全体では、報酬では３７万３，０００円の減額、給料では１，２１９万３，０００円の減額、職員手当では２２０万８，０００円の減額、共済費でございますが４６３万２，０００円の減額、合わせまして合計、１，９４０万６，０００円の減額となっているところでございます。

続いて、２２ページ、ア会計年度任用職員以外の職員ということで、こちらは、一般職員を表記しております。

このたびの人事異動に伴う補正におきましては、当初９１名の職員数を見込み当初予算を計上させていただいておりましたが、補正後のところに記載しておりますとおり８７名ということになっているところでございます。

数値の下に表記しております括弧書きにつきましては、短時間勤務職員の数でございまして、こちらは当初見込みより１名減の１名となっているところでございます。

そのため全体では、給料で１，２１９万３，０００円の減額、職員手当では６９６万８，０００円の減額、共済費では４７０万円の減額、合わせまして合計２，３８７万１，０００円の減額となっているところでございます。

続いて、２３ページをご覧いただきたいと思います。50.13

こちらは、会計年度任用職員分についての表記でございます。括弧書きの数値をご覧いただきたいと思います。補正後は１名増の９１名、報酬、それから職員手当、共済費、合わせまして４４６万５，０００円の増額となっているところでございます。

２４ページ、ご覧いただきたいと思います。

給料及び職員手当の増減額の明細でございますが、給料においては、１，２１９万３，０００円の減額、職員手当では６９６万８，０００円の減額となっております。

その内訳といたしまして、給料では、昇給に伴いますものが７２万９，０００円、その他増減分として、職員の異動等に係る増減分が１，２９２万２，０

００円の減額でございます。職員手当等につきましては、職員の異動等に係る増減分６９６万８，０００円の減となっているところでございます。

ページ、少し飛びまして、２９ページをご覧いただきたいと思います。

２９ページは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に係る調書でございます。

住基ネットシステム借上料につきましては、現在利用しておりますシステムがリース満了を迎えますことから、次期システムを構築し移行するための費用について、債務負担行為の追加をお願いさせていただくものでございます。

なお、限度額につきましては１，９１９万円、期間は令和６年度から令和１１年度までと設定をさせていただいておるものでございます。

最後になります。３０ページをご覧ください。

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末におきます現在高の見込みに関する調書でございます。

３０ページ下段に補正額の欄がございますので、こちらをご覧いただきたいと思います。歳入のところで申し上げましたけれども、（２）民生費の欄につきましてが、保育所施設管理事業債１，８２０万円の増額、（５）土木の欄にございますのが、道路橋梁改良事業債７００万円の増額、それから、３その他（３）臨時財政対策債１０万円の増額、合わせまして、合計２，５３０万円を当該年度中の起債見込額の欄に記載をさせていただいておるところでございます。

続いて、３１ページ、ご覧いただければと思います。

３１ページ中ほどにございます、当該年度中起債見込額にございますとおり、一般会計における令和６年度の起債見込額については、表の一番下の欄、合計に記載させていただいておりますけれども、３億２，１５０万円を見込んでいるところでございます。

その右隣の列になりますが、令和６年度中の元金償還見込額については、４億２，７７０万６，０００円と見込んでいるところでございます。よって、令和６年度末の地方債現在高見込額については、４５億１，１９９万４，０００円、令和５年度末の現在高が４６億１，８２０万円でございますので、それと比較いたしますと、１億６２０万６，０００円の減となっているところでございます。

以上が、令和６度中山町一般会計補正予算（第４号）の詳細でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

４番（夛田慎二君）　１７ページの７款１項２目商工振興費についてですが、開業支援

事業補助金ということで、当初予算で４９０万円が計上されており、それについて、さらに３件分の見込みで申請があるということで、５６１万２，０００円分の増額補正ということでされているんですが、この件については、申請があれば上限なく補正を組んでいくという考え方なのか、そのあたりを教えてください。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　開業支援事業補助金でございますけれども、申請のご相談に来ていただきまして、その見込み金額について、今回積算して補正させていただいているものです。申請があればというのは、幾らでも際限がなくという質問でよかったかと、ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

４番（夛田慎二君）　当初予算４９０万円ってことで、今回、当初予算を上回る金額の補正が組まれるということで、今後また申請の見込みがあれば、さらに上乗せして補正を組んでいく考え方でいいのかという確認でした。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　失礼いたしました。今回の申請内容ですけれども、３件プラス、あと１件また追加あった場合ということで、ちょっと余裕を見て予算要求させていただいておりまして、その分が当初予算より多くなっている部分かと思います。よろしくお願いします。

議　　長　そのほかございませんか。

４番（夛田慎二君）　さらに例えば２件分とか、３件分の申請があった場合に、さらに増額していくのかっていう意味での質問でした。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　担当課としては、要望あった際には要求しますが、予算的な兼ね合いがありますので、査定結果として予算化できるかどうかは、その結果によると思います。

４番（夛田慎二君）　今回の補正については、一般財源からの補正になってると思うんですが、ふるさと納税の活用方法としても、住みたい、住み続けたい町をつくるためにというのとも合致してると思うんですが、好調なふるさと納税を活用して、ここの予算に充てていくという考え方はあるでしょうか。

総合政策課長（神保勝也君）　井上課長の答弁ともちょっとかぶるかと思いますけれども、際限なくという部分については、やはり担当課のほうから、このような金額と言うか、このような事業者様からご相談を受けているという内容を聞き取りさせていただきまして、やっぱり今年度中でないと間に合わないというようなタイミングであれば、補正のほうはさせて、補正のほうに改めて要求をさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

　このたび既に当初予算では３件、改めて申請が来ておりますのが３件ということで、そちらについてはこのたび補正をさせていただいたところではございますけれども、夛田議員おっしゃるとおり、また次に３件、４件と来るようで

あればというお話かと思いますので、そのあたりについては、十分中身を協議させていただいた上で、改めてお願いをするときには、しなきゃいけないのかなと思っています。

また、中山町に新たに、既に令和４年度は３件の事業開業、昨年度は１件の事業開業、そして今年度既に３件ということで、全部で７件の事業者が新たに中山町で開業をいただいておるところでございまして、やはりその先ほど議員がおっしゃられた、戻って来たいという部分と、あと町へのにぎわいという部分については、合致する部分があるのかなと思いますので、ふるさと寄附金の使途として活用させていただくというのも十分検討させていただきながら、今後進めてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

議　　長　そのほかございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第４１号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第４号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３、議第４２号「令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第４２号「令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

他会計繰入金につきましては、職員人件費の補正により、一般会計からの事務費等繰入金２０６万９，０００円を減額いたします。

繰越金につきましては、令和５年度国民健康保険特別会計の繰越金の確定に伴い、当初予算額との差額４，００９万２，０００円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。

総務管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の補正により、２０６万９，０００円を減額いたします。

基金積立金につきましては、繰越金を国民健康保険基金に積み立てるため、１，４３２万５，０００円を増額いたします。

償還金及び還付加算金につきましては、前年度補助金実績報告等に伴う返還金として、２，０７６万７，０００円を増額いたします。

予備費につきましては、５００万円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でありますが、今回の３，８０２万３，０００円の増額補正により、令和６年度国民健康保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ１２億３，２１６万４，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第４２号「令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４、議第４３号「令和６年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第４３号「令和６年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

一般会計繰入金につきましては、後ほど歳出の説明で申し上げますが、事務費の減額により、５２万９，０００円を減額いたします。

繰越金につきましては、令和５年度後期高齢者医療特別会計の繰越金の確定

に伴い、当初予算額との差額１１３万３，０００円を増額いたします。

償還金及び還付加算金につきましては、後ほど歳出の説明で申し上げますが、後期高齢者医療保険料の還付金の増額により３１万８，０００円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。

総務管理費につきましては、通信運搬費の不用額、５２万９，０００円を減額いたします。

広域連合納付金につきましては、令和５年度の繰越金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合に納付する保険料負担金として、１１３万３，０００円を増額いたします。

償還金及び還付加算金につきましては、例年を大幅に上回る後期高齢者医療保険料の還付金が発生したため、３１万８，０００円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でありますが、今回の９２万２，０００円の増額補正により、令和６年度後期高齢者医療特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ１億８，５４９万３，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第４３号「令和６年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５、議第４４号「令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第４４号「令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第２

号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

国庫補助金につきましては、令和６年度の交付額が確定いたしました高齢者の自立支援・重度化防止に関する取り組みを支援するための交付金であります、保険者機能強化推進交付金９１万３，０００円、介護保険保険者努力支援交付金１９３万８，０００円を増額いたします。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴い給与費等繰入金を７４万３，０００円増額いたします。

繰越金につきましては、令和５年度決算に伴う前年度繰越金として６，３０５万円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の一般管理費につきましては、人事異動に伴い職員手当等を７０万４，０００円、共済費を３万９，０００円増額いたします。

地域支援事業費及び保健福祉事業につきましては、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を充当するため、財源内訳を変更するものであります。

介護給付費準備基金積立金につきましては、今回歳入増額分から歳出増額分を差し引いた３，８３２万９，０００円を増額いたします。

諸支出金につきましては、償還金としまして、令和５年度の精算に伴う国庫負担金等返還金２，１８７万３，０００円及び社会保険診療報酬支払基金返還金５６９万９，０００円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でありますが、今回の６，６６４万４，０００円の増額補正により令和６年度中山町介護保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ１４億２，１２５万７，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第４４号「令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第２号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６、議第４５号「令和６年度中山町下水道事業会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第４５号「令和６年度中山町下水道事業会計補正予算（第１号）について」の提案理由を申し上げます。

当会計につきましては、本年度から地方公営企業法を適用した公営企業会計となりまして、予算書の構成は地方公営企業法施行規則に基づく内容となっております。

このたびの補正予算は、過年度の長期前受金、減価償却費及び特別損失の確定、職員手当等の変更、資本費平準化債の新制度の適用に伴い補正するものであります。

第２条につきましては、予算第３条で定める収益的収入及び支出について、収入の１款２項営業外収益を２８６万円、２款２項営業外収益を３０万円、支出の１款１項営業費用を１９５万５，０００円、２款３項特別損失を３０万円、それぞれ増額補正するものであります。

これによりまして収益的収入の予算額は、１款公共下水道事業収益は３億５，９０７万８，０００円に、２款農業集落排水事業収益は５，４３３万９，０００円に、収益的支出の予算額は、１款公共下水道事業費用は３億６，１２５万６，０００円に、２款農業集落排水事業費用は５，３０８万９，０００円となるものであります。

第３条につきましては、予算第４条本文括弧書中に定める補塡財源額について、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を３，３９５万７，０００円に、引継金を２，３８２万２，０００円に、当年度損益勘定留保資金を１，０１２万５，０００円に改めるとともに、収入の１款１項企業債を８，３９０万円増額、１款２項他会計出資金を６，５６６万５，０００円減額、２款１項他会計出資金を３７４万３，０００円減額、２款２項企業債を６００万円増額、それぞれ補正するものであります。

これによりまして、資本的収入の予算額は、１款公共下水道事業資本的収入は３億１，２９５万９，０００円に、２款農業集落排水事業資本的収入は６４３万９，０００円となるものであります。

第４条につきましては、予算第５条に定める企業債の限度額について、公共下水道事業分は８，３９０万円増額し２億６２０万円に、農業集落排水事業分

は６００万円増額し６１０万円に、それぞれ改めるものであります。

第５条につきましては、予算第８条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を３４万１，０００円増額し、２，５９１万９，０００円に補正するものであります。

第６条につきましては、予算第９条に定める他会計からの補助金を１億３，８９４万６，０００円に改めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第４５号「令和６年度中山町下水道事業会計補正予算（第１号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７、議第４６号「中山町公共施設再配置計画策定審議会設置条例の設定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第４６号「中山町公共施設再配置計画策定審議会設置条例の設定について」の提案理由を申し上げます。

町は、老朽化に伴う公共施設の更新に当たり、少子高齢・人口減少や気候変動による自然災害を踏まえ、都市機能の再編による住民の生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、災害対策、地球環境への負荷低減、行政コストの削減等により、長期的な展望に立ち、効率的かつ持続可能な公共施設の整備を図るため、住民が望む公共施設の望ましい姿や、当該施設に求める機能・整備概要等をまとめた、公共施設再配置計画を策定することとしております。

当該計画の策定に当たり、有識者等からの意見を聴くため、町長の附属機関として設置しようとする審議会について、所掌事項や組織、運用等に関する事

項を定める必要があるため提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第４６号「中山町公共施設再配置計画策定審議会設置条例の設定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８、議第４７号「中山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第４７号「中山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例の改正につきましては、個人番号カード用利用者証明用電子証明書、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を含む証明書を用いて、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用することにより印鑑登録証明書の申請、交付を可能にするため、中山町印鑑の登録及び証明に関する条例に当該規定を定め、適宜文言を修正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第４７号「中山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９、議第４８号「中山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第４８号「中山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、当条例の関係箇所についても整備を図る必要があるため改正するものであります。

第５条につきましては、令和６年６月からの診療報酬改定により、厚生労働省の告示が改正されたことによる項注番号のずれを改めるため改正するものであります。

また、第１３条につきましては、本年１２月２日からのマイナンバーカードと健康保険証の一体化と、これに伴う健康保険証の廃止により、国民健康保険税の滞納者に対し、保険証に代わって被保険者資格証明書を交付する制度も廃止となるため、滞納者に対して保険証の返還を求めても応じない場合に１０万円の過料を科する規定が不要となったため改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第４８号「中山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０、議第４９号「中山町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第４９号「中山町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

地域包括支援センターの基準については、介護保険法の規定により、市町村の条例で定めることとされておりますが、このたび、国の省令が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、これまで地域包括支援センターには、専従・常勤の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の３職種をそれぞれ１名以上配置することとなっておりましたが、昨今の全国的な介護人材の不足により、現在の３職種の配置基準を緩和することができるよう改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第４９号「中山町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議第５０号「中山町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第５０号「中山町教育委員会委員の任命について」の提案理由を申し上げます。

当町の教育委員会委員であります今野裕恵氏は、この９月３０日をもって任期が満了いたしますので、その後任者として、大津幸恵氏を中山町教育委員会委員に任命いたしたいと存じ、ご提案申し上げる次第であります。

大津氏は、昭和５２年９月２３日生まれの４６歳、出身及びお住まいは柳沢地区であります。山形県立寒河江高等学校から神奈川大学へ進まれ、卒業後は山形県内の報道機関にてラジオカーリポーターとして勤務されました。その後、平成２５年の独立以来、フリーパーソナリティーとして、さまざまな場面で活躍されています。

とりわけ、山形県政広報番組、いき☆いきやまがたではリポーターとして、幅広い視野で県内各地の状況や県の施策を紹介され、ご活躍されております。

また、ＹｏｕＴｕｂｅチャンネル、みらくるラジオなかやまにおいても、パーソナリティーとして、町の魅力発信に積極的に取り組まれているところでございます。

そのほか、町の各種イベントでも司会としてご協力をお願いすることも多く、その際には、入念な準備と当意即妙な手腕でイベントを盛り上げていただいております。

このように、大津氏は対象に真摯に向き合う姿勢が顕著であり、人格、識見とも高く、教育委員として最適任と考えておりますので、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第５０号「中山町教育委員会委員の任命について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本件はこれに同意することに決定されました。

日程第１２、議第５１号「中山町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第５１号「中山町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

当町の固定資産評価審査委員会委員であります亀井浩之氏は、この９月３０日をもって任期が満了いたしますが、亀井氏を引き続き中山町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、ご提案申し上げた次第であります。

亀井氏は、平成３０年１０月より審査委員会委員を務めてこられた実績と経験に加え、人格、経験から同委員として最適任と考えております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第５１号「中山町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本件は同意することに決定されました。

日程第１３、議第５２号「中山町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第５２号「中山町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

当町の固定資産評価審査委員会委員であります橋本秀郎氏は、この９月３０日をもって任期が満了いたしますので、その後任として、森谷真由美氏を中山

町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、ご提案申し上げた次第であります。

森谷氏は、昭和３８年１月２７日生まれ、年齢は６１歳、お住まいは、金沢であります。山形大学卒業後、小・中学校の講師等を経て、昭和６３年に中山町職員として採用され、令和５年３月末をもって退職なされました。

町の職員としての行政経験に加え、人格、識見とも高く、社会実情にも精通しており、同委員として最適任と考えておりますので、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

ありませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第５２号「中山町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本件は同意することに決定されました。

日程第１４、議第５３号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第５３号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

当町には現在４名の人権擁護委員がおり、五十嵐裕一氏が令和６年１２月３１日に任期が満了となります。五十嵐氏を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるため提案するものであります。

五十嵐氏は、人格識見とも高く、広く社会の実情に通じていることに加え、これまで人権擁護委員として１期３年の経験を有し、社会貢献の精神に基づいて、人権擁護についての理解も深く、その活動も活発であることから、同委員

として最適任と考えております。

よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

お諮りします。議第５３号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。したがって、本案は適任と答申することに決定いたしました。

日程第１５、議第５４号「山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第５４号「山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更について」の提案理由を申し上げます。

山形県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて、地方自治法第２９１条の３第１項の規定に基づき、当広域連合から構成市町村に対して協議の求めがあり、この協議については、地方自治法第２９１条の１１の規定により、構成市町村の議会の議決を経なければならないことから、本議案を提案するものであります。

規約の変更内容でありますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、本年１２月２日から被保険者証が廃止されることに伴い、広域連合構成市町村が行う事務について定めた別表第１の一部を変更いたします。具体的には、別表第１の第２号及び第３号の被保険者証及び資格証明書という文言を資格確認書等という文言に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第５４号「山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１６、議第５５号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第５号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第５５号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第５号）について」の提案理由を申し上げます。

このたびの補正につきましては、令和６年７月１日から８月６日の期間に実施いたしました、キャッシュレス決済ポイント還元事業におきまして、当初の想定を大幅に上回る利用があったことから必要となる委託料の補正を行うものであります。

初めに、歳入について申し上げます。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金１，３００万円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。

商工費につきましては、キャッシュレス決済ポイント還元事業運営業務委託料１，３２２万３，０００円を増額いたします。

予備費につきましては、歳入歳出の差額２２万３，０００円を減額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でありますが、今回の１，３００万円の増額補正により、令和６年度一般会計の予算規模は、５８億７，９８９万９，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第５５号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第５号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１７、「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

本件については、お手元にお配りしました申出書のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出にありますとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出にありますように、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和６年第６回中山町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまです。

（午前１１時４４分）

以上、会議の概要を記載し、相違ないことを証するため署名します。

令和６年９月１３日

議　　長　　鎌　上　　徹

署名議員　　須　貝　勝　司

署名議員　　田　宮　昌　幸